－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
☆彡　くだまつ地域クラブ活動メールマガジン　10 月 14 日配信　第 16 号　　☆彡
－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－
☆～☆～☆～

「こども性暴力防止法」

2026年12月25日施行予定

こまもろう 認定 こども性暴力防止法 認定事業者

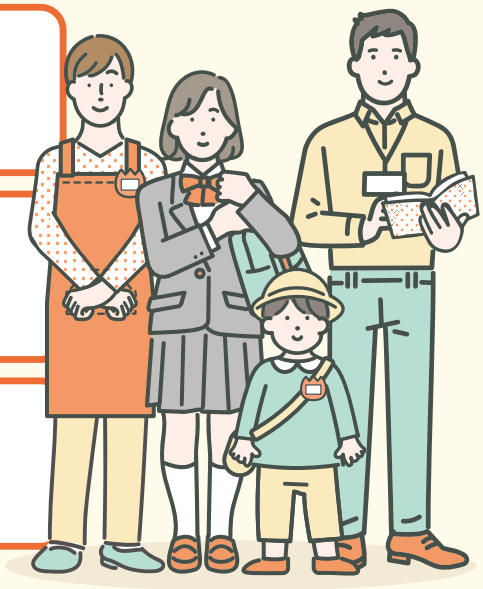
がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者に求められる取組

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご確認ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています

こどもまんなか
こども家庭庁

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象
・学校　・認可保育所　・認定こども園　・児童養護施設　・障害児施設　など

認定対象
・認可外保育施設　・放課後児童クラブ　・学習塾　・スポーツクラブ　など

認定を受けた事業者は
- こども家庭庁がウェブサイトを通じて公表
- 認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

☑ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

・こどもの心身の状況の日常観察　・こどもへの面談・アンケート
・相談窓口の設置・周知　・従事者への研修　など



☑ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

・こどもの保護・支援　・調査などの実施　など



☑ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例　※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

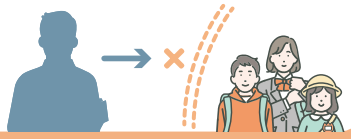
対象業務　勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

必ず対象となる業務
学校　教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所　園長、保育士　など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務
・事務職員　・スクールバス運転手
・警備員　など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合

こどもと接する業務に就かせないなどの対応



2025年12月作成